二　登録試験を実施する日時、場所、登録試験の出題範囲その他登録試験の実施に関し必要な事項を公示すること。
三　登録試験に関する不正行為を防止するための措置を講じること。
四　終了した登録試験の問題及び当該登録試験の合格基準を公表すること。
五　登録試験に合格した者に対し、合格証明書を交付すること。
六　登録試験に合格した者について、管理業務に関し二年以上の実務の経験を有すること又はこれと同等以上の能力を有することを確認することにより、証明の判定がなされること。
七　登録証明事業による証明を受けた者に対し、証明書を交付すること。
八　登録証明事業による証明を受けた者の知識及び技能の維持のための措置が適切に講じられているものであること。
九　登録証明事業が特定の者又は事業のみを利することとならないものであり、かつ、その実施が十分な社会的信用を得られる見込みがあるものであること。

（登録事項の変更の届出）

第二十条　登録証明事業実施機関は、第十七条第二項第二号から第五号までに掲げる事項及び試験委員を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。　（新設）

（登録証明事業実施規程）

第二十一条　登録証明事業実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録証明事業に関する規程を定め、当該登録証明事業の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。　（新設）

一　登録証明事業を行う時間及び休日に関する事項
二　登録証明事業を行う事務所及び登録試験の試験地に関する事項
三　登録試験の受験の申込みに関する事項
四　登録試験の受験手数料の額及び収納の方法に関する事項
五　登録試験の日程、公示方法その他の登録試験の実施に関する事務（以下この条において「登録試験事務」という。）の実施の方法に関する事項
六　登録試験の科目及び内容に関する事項
七　試験委員の選任及び解任に関する事項
八　登録試験の問題の作成、登録試験の合否判定及び証明の判定の方法に関する事項
九　終了した登録試験の問題及び当該登録試験の合格基準の公表に関する事項
十　登録試験の合格証明書の交付及び再交付に関する事項
十一　登録証明事業による証明を受けた者に対し交付すべき証明書に関する事項
十二　登録証明事業による証明を受けた者の知識及び技能の維持のための措置に関する事項
十三　登録試験事務に関する秘密の保持に関する事項
十四　登録試験事務に関する公正の確保に関する事項
十五　不正受験者の処分に関する事項
十六　第二十七条第三項の帳簿その他の登録証明事業に関する書類の管理に関する事項
十七　その他登録証明事業に関し必要な事項